

豊橋市視聴覚教育センター条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第10号

豊橋市視聴覚教育センター条例施行規則等の一部を改正する規則

(豊橋市視聴覚教育センター条例施行規則の一部改正)

第1条 豊橋市視聴覚教育センター条例施行規則(昭和49年豊橋市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 条例第6条ただし書の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 免除</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡設楽町、同郡東栄町及び同郡豊根村(以下「東三河地域」という。)の<u>小学校、中学校及びこれらに準ずる学校</u>の教育活動の一環として児童又は生徒及びこれらの者の引率者がプラネタリウムを観覧するとき。</p> <p>エ <u>東三河広域連合</u>の交付するほの国こどもパスポートの所持者がプ</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 条例第6条ただし書の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 免除</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡設楽町、同郡東栄町及び同郡豊根村(以下「東三河地域」という。)の<u>小・中学校</u>の教育活動の一環として児童又は生徒及びこれらの者の引率者がプラネタリウムを観覧するとき。</p> <p>エ <u>東三河広域協議会</u>の交付するほの国こどもパスポートの所持者が</p>

ラネタリウムを観覧するとき。	プラネタリウムを観覧するとき。
オ (略)	オ (略)
(2) (略)	(2) (略)
2・3 (略)	2・3 (略)

(豊橋市美術博物館条例施行規則の一部改正)

第2条 豊橋市美術博物館条例施行規則(昭和54年豊橋市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(使用料の減免)	(使用料の減免)
第13条 条例第7条の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。	第13条 条例第7条の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。
(1) 免除	(1) 免除
ア・イ (略)	ア・イ (略)
ウ 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡設楽町、同郡東栄町及び同郡豊根村の <u>小学校、中学校及びこれらに準ずる学校</u> の教育活動の一環として児童又は生徒及びこれらの者の引率者が特別展を観覧するとき。	ウ 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡設楽町、同郡東栄町及び同郡豊根村の <u>小・中学校</u> の教育活動の一環として児童又は生徒及びこれらの者の引率者が特別展を観覧するとき。
エ <u>東三河広域連合</u> の交付するほの国こどもパスポートの所持者が特別展を観覧するとき。	エ <u>東三河広域協議会</u> の交付するほの国こどもパスポートの所持者が特別展を観覧するとき。
(2) (略)	(2) (略)
2・3 (略)	2・3 (略)

(豊橋市自然史博物館条例施行規則の一部改正)

第3条 豊橋市自然史博物館条例施行規則(昭和63年豊橋市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の減免)</p> <p>第11条 条例第7条の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 免除</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡設楽町、同郡東栄町及び同郡豊根村（以下「東三河地域」という。）の<u>小学校、中学校及びこれらに準ずる学校の教育活動の一環として児童又は生徒及びこれらの者の引率者が特別企画展又は大型映像を観覧するとき。</u></p> <p>エ <u>東三河広域連合</u>の交付するほの国こどもパスポートの所持者が特別企画展又は大型映像を観覧するとき。</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第11条 条例第7条の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 免除</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡設楽町、同郡東栄町及び同郡豊根村（以下「東三河地域」という。）の<u>小・中学校の教育活動の一環として児童又は生徒及びこれらの者の引率者が特別企画展又は大型映像を観覧するとき。</u></p> <p>エ <u>東三河広域協議会</u>の交付するほの国こどもパスポートの所持者が特別企画展又は大型映像を観覧するとき。</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(豊橋市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部改正)

第4条 豊橋市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則（平成14年豊橋市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(災害の報告)	(災害の報告)

第2条 教育委員会は、市立の小学校、
中学校、高等学校及び特別支援学校の
非常勤の学校医、学校歯科医及び学校
薬剤師について、公務により生じたと
認められる災害が発生した場合は、当
該学校の校長（以下「校長」とい
う。）に、公務災害発生報告書（様式
第1）により速やかに報告をさせなけ
ればならない。

第2条 教育委員会は、市立の小学校、
中学校及び高等学校の非常勤の学校
医、学校歯科医及び学校薬剤師につい
て、公務により生じたと認められる災
害が発生した場合は、当該学校の校長
（以下「校長」という。）に、公務災
害発生報告書（様式第1）により速や
かに報告をさせなければならない。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。